鹿児島県公報

平成28年5月17日(火)第3212号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○歳入の徴収事務の委託(2件)
- ○私立学校の廃止の認可
- ○保安林の指定の解除
- ○急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧
- ○歳入の収納事務の委託

- (生活・文化課取扱い) 1 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
 - (森づくり推進課取扱い) 2
 - (砂防課取扱い) 2

 - (都市計画課取扱い) 3
 - (交通規制課取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
 - サービス事業者の指定(3件)

- (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 3
 - (大隅地域振興局取扱い) 3
 - (熊毛支庁取扱い) 4

公 告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

(商工政策課取扱い) 4

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 5

公安委員会公告

○平成28年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

(交通指導課取扱い) 5

告示

鹿児島県告示第528号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務 を次のとおり委託した。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例(昭和58年鹿児島県条例第6号)別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号

株式会社芙蓉商事

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鹿児島県告示第529号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務 を次のとおり委託した。 平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成14年鹿児島県条例第69号) 別表に定める駐車場使用料

2 委託の相手方

鹿児島市西田三丁目10番25号

東洋警備株式会社

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鹿児島県告示第530号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	位置	設置者	認可年月日	廃止期日
高千穂幼稚園	霧島市牧園町高千穂3864番地	学校法人	平成28年	平成28年
	7	大和学園	4月28日	4月30日

鹿児島県告示第531号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第532号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧 に供する。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称			区	域
古仁屋21地区	次に	掲げる	5標柱の15	号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標
	柱の1	号と6	3号を直線で	で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱			標柱の所在地
	1 号	6 号		大島郡瀬戸内町大字古仁屋字芦瀬原1337番
				1
	2 号	3 号	4 号	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字芦瀬原1335番
				1

5号

大島郡瀬戸内町大字古仁屋字芦瀬原1339番

鹿児島県告示第533号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規 定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項 において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路
 - (2) 名称 3·4·14号庁舎潟山線
- 2 関係図書の縦覧場所 鹿児島県十木部都市計画課

鹿児島県告示第534号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
 - パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
 - 鹿児島市新屋敷町26番地8
 - 株式会社ガードシステム鹿児島
- 3 委託期間

平成28年5月1日から平成29年3月31日まで

始良·伊佐地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年5月17日

始良·伊佐地域振興局長

牟田神圭介

事 業 所		申請者			** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉
by the	=c +: uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称 所在地	所 任 地	名 称	所在地	名	E	の種類
グループホーム	姶良市加治木町	特定非営利活動	姶良市下名1101	有村 浩	平成28年	共同生活
ドリーム	諏訪町27番地	法人夢協働やま	番地		4月1日	援助
		だ				

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年5月17日

大隅地域振風	E F.	洒包司
	同長	70976161

				11 4: 4 7(1)///	/· 3 / - IF		
事業所		申請者			松克左口	障害福祉	
kz	£l-	55 / 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名	称	所 在 地	名 称	所在地	名	田	の種類
楽笑		曽於市大隅町岩	株式会社楽笑	曽於市大隅町岩	竹平 由希	平成28年	就労継続
		川4860番地3		川4860番地3		4月15日	支援B型

熊毛支庁告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年5月17日

熊毛支庁長 寺園直喜

事業所		申請者			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉
hz The	=C + 114	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
にじいろの樹	熊毛郡屋久島町	特定非営利活動	熊毛郡屋久島町	楯 篤雄	平成28年	就労継続
	尾之間136番地	法人じゃがいも	尾之間136番地		4月1日	支援B型
	6	のおうち	6			

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年5月17日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 鹿屋笠之原複合店舗 鹿屋市笠之原2108番地 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第5条第1項の規定による新設に関する届出 平成27年11月20日
- 3 意見の概要
 - (1) 駐車場出入口に停止線や路面表示を行うこと。
 - (2) 繁忙期は、交通整理員を配置し、歩行者の安全を確保すること。
 - (3) 鹿屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条に基づき、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任で適正に処理すること。
 - (4) 地震対策として、陳列棚を固定すること。
 - (5) 避難経路の事前確認と避難誘導方法を前もって検討すること。
 - (6) 災害時の避難場所として、駐車場や敷地内空き地の使用と物資提供に協力すること。
 - (7) 敷地内に消防水利を設置すること。
 - (8) 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定施設又は指定施設に該当する場合は届け出ること。
 - (9) 建設の際,騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業に該当する場合は届け出ること。
 - (10) 夜間の騒音防止協力依頼の看板を設置すること。
 - (11) 資材等の運搬等に係る騒音・振動については、周辺住民の理解を得ること。
 - (12) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、一般廃棄物の処理の委託にあたっては、 鹿屋市一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。
 - (13) 廃棄物保管施設の位置がA棟及びD棟のみであることから、B棟及びC棟から排出される廃棄物の保管施設を適切に確保すること。
 - (4) 閉店後に、店舗周辺や駐車場が青少年のたまり場となることを防止するため、照明の設置や巡回を行うこと。
 - (5) 届出地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財の性格上、工事途中で出土する 可能性がある。その際は、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会文化財セ ンターへ届け出ること。

- (16) 資材等の運搬等に係る騒音、振動については、周辺住民の理解を得、苦情等については、誠意をもって対処すること。
- (17) 申請地は、鹿屋市都市計画区域内で用途無指定地域である。3,000㎡以上の開発において、建築物を建築する場合は、都市計画法上の開発行為に該当する可能性があるため、西側敷地及び東側敷地ともに鹿児島県土木部建築課監察指導係に確認すること。
- (18) 鹿屋市は、鹿児島県屋外広告物条例の適用を受けるため、自己の土地、または自己の土地以外の広告物について申請が必要な場合がある。広告物の掲示については、鹿屋市都市政策課に相談すること。
- (19) 排水先流末について、南側排水路に接続する際は協議をお願いしたい。
- (20) 排水対策について、市道笠之原新茅場線は砂利道で排水溝がない為、協議が必要になる。
- (21) 市道笠之原新茅場線に関係するため、乗入口設置については協議が必要になる。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第51号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年5月17日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R スーパー海物語M 5 5 X 3	株式会社三洋物産	6P0331
ぱちんこ遊技機	ちょいパチ天才バカボン5KC-	株式会社大一商会	6P0308
	S 2 9		
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ真田純勇士~Vic	株式会社ニューギン	6P0312
	t o r y \sim M $-$ K		
ぱちんこ遊技機	CRAテイルズオブデスティニー	株式会社EXCITE	6P0295
	N - K E		
ぱちんこ遊技機	CR烈火の炎2H1AZ	株式会社平和	6P0255
ぱちんこ遊技機	CRAモンキーターン 神速の勝	株式会社ソフィア	6P0330
	利者GLB		
ぱちんこ遊技機	CRダークフォースMMM	株式会社高尾	6P0193
ぱちんこ遊技機	CRDD北斗の拳WXA	株式会社高尾	6P0247
回胴式遊技機	沖ドキ!パラダイスHA	株式会社ユニバーサル	5S1348
		ブロス	
回胴式遊技機	沖ドキ!パラダイスHH-30	株式会社アクロス	5S1370
回胴式遊技機	パチスロテラフォーマーズQ	京楽産業. 株式会社	6S0317
回胴式遊技機	パチスロ未来日記W	株式会社EXCITE	6S0153
回胴式遊技機	元祖ハネスロ再び/EX	株式会社オーイズミ	6S0165

公 安 委 員 会 公 告

平成28年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る,平成28年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

平成28年5月17日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 実施日時
 - (1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

平成28年6月29日(水)及び同月30日(木)午前9時から午後5時まで

イ 修了考査

平成28年7月7日 (木) 午前9時から午前10時まで

(2) 認定考査の日時

平成28年7月7日 (木) 午前9時から午前10時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館(鹿児島市鴨池新町7番4号)

3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて30人

- 4 講習及び認定考査の方法
 - (1) 講習項目
 - ア 交通警察総説
 - イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要
 - ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識
 - エ 放置車両の確認等の実施要領等
 - オ 基本的心構え及び職務倫理
 - (2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお,修了考査の結果,一定基準を満たした者については,確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(3) 認定考査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規 定する認定書を交付する。

- 5 講習及び認定考査の申請手続
 - (1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則(平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお,やむを得ない事情等により代理人が行う場合は,申込者本人の委任状を持参すること。

- (イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。) 1枚を申込書に貼り付けて提出すること。
- (ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を 行う。
- イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を併せて提出すること。

(2) 認定考査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定考査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第5条第1項に 規定する認定申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記入して、申請者の住 居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せ て提出すること。

- (イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委 託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。
- (ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を 行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、申 請者は認定考査の際は必ず同受検票を持参すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料(認定考查)

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

平成28年5月23日(月)から同年6月10日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定考査の人員が合わせて30人になり次第受付を終了する。

8 修了考査及び認定考査の合格者の発表

修了考査及び認定考査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程 を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当す る場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せら れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過 しない者
- エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行 うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若し くは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた 者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者
- ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない 者

(2) 間合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課(代表電話099-206-0110内線 5126) 又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。